

ふじみ野市立福岡小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、ふじみ野市立福岡小学校PTAといい、事務局をふじみ野市立福岡小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、会員が協力して、家庭、学校及び地域社会における福岡小学校児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動を行う。
(1)学校・家庭教育について会員相互の理解と協力に努める。
(2)教育環境の整備に努める。
(3)児童・会員の保健及び衛生に努める。
(4)児童の校外生活の向上に努める。
(5)会員の教養の向上と親睦を図る。
(6)その他、この会の目的を遂げるために必要な活動に協力する。ただし、特定の政党、宗教、営利を目的とした活動を行わない。

第3章 会員

第4条 この会の会員となることができる者は、次のとおりである。
(1)ふじみ野市立福岡小学校に在籍する児童の保護者(以下「P」と略称する。)
(2)ふじみ野市立福岡小学校に勤務する教職員(以下「T」と略称する。)

第5条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第6条 この会の会員は、この規約の定めるところにより、全て平等の義務と権利を有する。

第7条 この会は、ふじみ野市PTA連合会、入間地区PTA連絡協議会に加入する。

第4章 会計

第8条 1) この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかなう。
2) この会の会費は月額150円とする。ただし会員の事情によって、会長が減免を認めることができる。
3) 寄付金を会員に求めるとき、またはこの会が寄付金を受けるときは、運営委員会の承認を必要とする。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第5章 役員

第10条 1) この会の役員は、次のとおりとする。
会長1名・副会長5名(P4名・T1名)、書記3名(P2名・T1名)、会計2名(P2名)
2) 前項の規定にかかわらず、この会に特別の事情がある場合、会長は、運営委員会の議決を得て、役員を増員することができる。
3) 役員は、学級代表委員、常置委員、または会計監査委員を兼ねることができない。
4) 役員の選出について必要な事項は、別に細則を定める。

第11条 1) この会は、必要に応じて会長の推薦により運営委員会の承認の後、総会へ報

告をもって顧問を置くことができる。ただし、過去2年以内のこの会の会長経験者に限るがPTA会員の資格を有しない場合も選任することができる。

2) 顧問は、会長の経験を生かし、会の運営について会長の諮問に、応じる。また、会長の出席要請に応じて各会議及び行事にて助言または発表を行うことができ

る。ただし、採決権を有しない。

3) 顧問の任期および欠員は、第12条に準ずる。

4) 顧問は、他の役員、会計監査委員を兼ねることが出来ない。

第12条 1) 役員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、会長・副会長は2年任期とし同じ役職にあることが連続して4年を越えてはならない。

2) 役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合は、運営委員会でこれを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3) 前項の規定にかかわらず、会長の欠員は副会長の互選により補充する。

第13条 この会の役員の職務は、次のとおりとする。

(1)会長は、この会を代表し、会務を総理する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3)書記は、総会、運営委員会及び本部会の議事並びにこの会の活動を記録、保管し、この会の庶務を行う。

(4)会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。

第14条 1) この会は、会長、副会長、書記及び会計をもって本部会を構成する。

2) 本部会は、次の活動を行う。

(1)総会及び運営委員会に提出する議案の調整

(2)他団体との連絡調整

(3)その他必要な活動

第6章 会計監査委員

第15条 1) この会の会計を監査するために、2名の会計監査委員を置き、その任期は1年とする。
2) 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第7章 会議と運営

第16条 1) この会を円滑に運営するために次の会議を行う。(開催は対面または書面(電子を含む)で行う。))

(1)総会 (2)運営委員会 (3)学級部会 (4)学年委員会 (5)常置委員会

(6)臨時・特別委員会

2) この会の各会議は、別に定める場合を除き、構成人員の2分1以上の出席を得て成立し、出席人員の2分の1以上の同意を得て議決する。

3) 委任状(書面もしくは電子回答を含む)提出者は出席とみなす。ただし、採決権はない。

4) この会の各会議の議長は、出席者の互選によって選出する。ただし、会長、書記、会計及び会計監査委員は、総会の議長を兼ねることができない。

5) 学校長は、学校運営の円滑化を図るため、この会の全ての会議に出席して意見を述べるることができる。

第17条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第18条 1) 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2) 定期総会は、年2回開催し次の事項を審議決定する。

- (1) 第1回総会（4月から5月）
①活動報告 ②会計決算報告 ③活動計画案 ④予算案 ⑤役員、会計監査委員の選出並びに承認 ⑥その他重要な事項
- (2) 第2回総会（1月から3月）
① 次年度の役員及び会計監査委員の選出並びに承認
② その他重要な事項
- (3) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

第19条 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。

第20条 1) 運営委員会は、本部役員・学級代表委員・常置委員長及び臨時・特別委員会の委員長をもって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

- 2) 運営委員会は、総会の決定に基づきこの会の運営にあたる。
3) 運営委員会は、会長または構成委員の4分の1以上の要求があったとき開催する。

第21条 1) 学級部会は、各学級のP会員及び学級担任T会員をもって構成し、互選により学年代表委員2名をP会員より選出する。
2) 学級部会の役割は、次のとおりとする。
(1)学級代表委員を中心として学級と家庭との密接な連絡をとり、児童の教育及びPTA活動に関し、積極的に協力しあうとともに意見の交換を図る。
(2)学級代表委員を中心として学級会員相互の親睦を図る。
(3)運営委員会と学級会員との意志の疎通を図る。

第22条 1) 学年委員会は、同一学年の学級代表委員によって構成され、互選により学年委員長1名・副学年委員長1名を選出する。
2) 学年委員会は、同一学年の学級部会相互の連携を図り、学年として必要な活動を行う。

第23条 学級部会及び学年委員会は、児童及び全会員の親睦及び研修を目的とした特別活動に協力する。

第24条 1) この会の活動に必要な事項について、次の常置委員を置き、その職務は次のとおりとする。
(1)ベル・エコ委員会
各学級1名及びT会員2名の委員会を持って構成される。
① 教育助成のためのベルマークの収集に関すること
② アルミ缶、廃品等のリサイクル活動および学校環境美化に関すること。
(2)校外安全委員会Ⅰ・校外安全委員会Ⅱ
校外安全委員会の構成は委員長1名・副委員長2名・書記2名・会計1名各地区より必要人数を毎年選出し構成される。
①児童の校外生活の安全及び交通安全の指導に関すること。
2) ①各常置委員会は、各学級1名及びT会員2名の委員をもって構成され、互選によりP会員より委員長及び副委員長を選出する。ただし、本部会の議決により構成人数を変更することができる。
②前項によらず、校外安全委員会は、会員の居住する各地区ごとに若干名及びT会員2名をもって構成する。
3) 各常置委員会は、児童及び全会員の親睦及び研修を目的とした特別活動に協力する。

第25条 この会は、特別な事項について必要があるときは、運営委員会の議決を得て臨

時・特別委員会を設けることができる。臨時・特別委員会について必要な事項は、別に細則を定める。

第8章 次年度役員

第26条 1) この会は、次年度に活動を円滑に引き継ぐため、1月総会で次年度の役員及び会計監査委員(以下「次年度役員等」という)を選出する。
2) 次年度役員等は、次の活動を行うことができる。
(1)次年度活動計画案及び予算案を役員と協議して作成すること。
(2)運営委員会・本部会を傍聴すること。

第9章 書類および個人情報の管理、保管

第27条 1) (目的) 本要項は、ふじみ野市立福岡小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取扱いに関する基本事項を定める。本要項により活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、プライバシーの保護を実現することを目的とする。
2) (個人情報保護の方針) 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、適正な管理を行う。
3) (個人情報の周知) 本会が取得・保有する個人情報の取扱いについて、総会資料や学校ホームページ等を通じて会員に周知する。
4) (定義) 本要項における「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報を指し、氏名、住所、電話番号、児童の学年やクラスなどを含むものとする。
5) (管理者) 本会の個人情報管理責任者は会長とする。会長は個人情報の収集・利用・管理に関し、適正な処理を行う責務を負う。
6) (利用目的) 本会では個人情報を以下の目的で利用する。
● PTA会費の請求および管理
● 委員のポイント管理
● 会員名簿の作成
● 役員・委員の選出
● 旗当番表・通班表の作成
● 学校行事等の名簿作成
● その他、事前に同意を得た目的
7) (個人情報の取得および管理) 本会は、個人情報を適正な手段で取得し、収集時に利用目的を明示し、本人の同意を得るものとする。
8) (個人情報の利用の制限) 本会は、以下の場合を除き、収集した個人情報を目的外で利用しない。
● 法令に基づく場合
● 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
● 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要な場合
● 行政機関等の法令に基づく事務への協力が必要な場合
9) (第三者提供の制限) 本会は、以下の場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しない。
● 法令に基づく場合
● 人の生命・財産の保護のために必要な場合
● 児童の健全育成に特に必要な場合
● 行政機関等の要請による場合
10) (個人情報の管理) 本会は、個人情報の安全管理のため、以下の措置を講じる。
● 紛失、破損等の防止

- 不正アクセスや漏洩の防止
 - 正確性および最新性の維持
 - 不要になった情報の適切な廃棄
- 11) **(個人情報の開示・訂正・削除)** 本人から個人情報の開示・訂正・削除の請求があった場合、本人確認の上、適切に対応する。
 - 12) **(違反時の対応)** 本会において個人情報の取扱いに関する違反が判明した場合、会長は速やかに是正措置を講じる。
 - 13) 第13条3項の議事録、活動記録及びその他の書類等の保管はPTA会議室に年度ごとに整理し年度終了から5年間保管する。
 - 14) 前項の保管期限を経過した保管書類等については、会長の判断で延長保管もしくは裁断後廃棄する。
 - 15) 第1項及び第2項の保管書類のうち個人情報を有する書類及び個人を特定できる書類等については、会長の判断により直ちに裁断後廃棄することができる。
 - 16) 前項の書類のうちPTA入会申込書のみは当該児童の卒業年度末を保管期間とし保管する。卒業年度の次年度中に当該申込書は裁断後廃棄する。

第28条 **第10章 規約の改正**
この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば、改正することができる。なお、改正案は総会の開催の少なくとも2週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第29条 **第11章 細則**
この会の運営に関する細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の成があれば制定または改廃することができる。

附則 この細則は昭和30年11月から施行する。
附則 平成21年3月総会承認

臨時・特別委員会に関する細則

- 第1条 臨時委員会の職務および任期は以下のとおりとする。
- (1) 臨時委員会は、PTAに関する緊急課題等について審議・決定する。
 - (2) 臨時委員会の発足は、PTA会長の要求または全会員の5分の1以上の要求があった場合とする。
 - (3) 臨時委員会の構成委員については、その都度運営委員会で検討し決定する。
 - (4) 臨時委員会の発足時に委員長1名を互選し委員長は運営委員会において活動に関する報告を行う。
 - (5) 臨時委員会の任期は取り扱う事柄が終了し運営委員会での報告が完了するまでとする。
- 第2条 特別委員会の職務及び任期は以下のとおりとする。
- (1) 特別委員会はあらかじめ決められた特別活動に関する具体的な企画・運営を行う。
 - (2) 特別委員会は委員長1名を互選し委員長は運営委員会において活動に関する報告を行う。
 - (3) 特別委員会の任期は特別活動が終了し運営委員会での報告が完了するまでとする。

役員及び会計監査委員の選出に関する細則

- 第1条 本規約第5章第10条及び第8章第26条に基づき、役員及び会計監査委員の選出に関する細則を次のように定める。
- 第2条 当該年度の会長、副会長、書記、会計及び会計監査委員は相談役として加わる。

ふじみ野市立福岡小学校PTA旅費規程

- 第1条 本校PTA役員並び会員の出張についてはこの規程による。
- 第2条 日当、旅費を受け取る必要のある出張は事前に会長の許可を得る。
- 第3条 日当、旅費について下記の通りとする。
- (1) 日当
出張に対し1回1,000円とする。2日以上継続する場合は1日1,000円を支給する。
 - (2) 旅費
出張旅費は、会長の許可した場所への公共の交通機関を利用した往復の交通費で常識を逸脱しない範囲内で支給する。支給に際し会長の承認及び会計の確認を必要とする。会長の承認が得られない場合はこれを支給しない。この場合、不服がある場合は運営委員会に図り承認された場合はこの限りではない。
 - (3) 市内、近郊への出張及び簡易な公務出張に対しては日当を支給しない。簡易な公務出張の判断は会長または本部が行う。
 - (4) 第2条によらない公務出張への日当及び旅費については運営委員会で決する。

ふじみ野市立福岡小学校PTA慶弔規定

- 第1条 この会の慶弔規定についてはこの規定による。
- (1) 結婚祝い T会員 5,000円
 - (2) 出産祝い T会員 5,000円(配偶者出産も含む)
 - (3) 病氣見舞い 入院日数が2週間以上となった場合に、入院日数を証する書面(コピー可)をもって本部役員に直接申し出るものとする。
児童 5,000円(保護者は該当しません)
T会員 5,000円
 - (4) 死亡 児童 5,000円
P会員 5,000円
T会員 5,000円
 - (5) 罹災見舞い P会員 5,000円
その他 必要に応じて協議決定する
- 第2条 転退職者に対しては本部より記念品を贈る。
- 第3条 転退職者、学級編成替え、卒業学年の先生に対する餞別、謝礼記念品は学級ごとに贈らない。
- 第4条 本規定にない、または他の事由により発生した案件について、会長は副会長と協議し、当該案件に限り規定を変更することができる。

各委員会委員及び特別委員会委員等の選出に関する細則

- 第1条 本規約第11章第28条に基づき、各委員会委員及び特別委員会委員（以下「委員」と称する）の選出に関する細則を次のように定める。
- 第2条 (1) PTA会員は、1児童につき6年間の在学中に最低2回（計2年間）いずれかの委員に属する。
- (2) 1児童に対し同一年度中に規約に定める委員の兼務は回数に加算されない。
- (3) 1児童に対し同一年度中に規約に定める場合を除き複数の委員を兼ねることはできない。
- (4) PTA会員同士で公平が保たれるよう児童ごとに保護者の委員・役員履歴を本部会で作成し（以下「役員履歴」と称する）保管する。
- (5) 役員履歴は当該年度本部会構成役員及び学校長以外の閲覧を禁止する。
- (6) 会長が必要と認めた者に限り履歴の閲覧を許可する。
- (7) 委員の選出は立候補を基本とする。
立候補者がいない場合は、会長に許可された者が役員履歴を使用し委員は2回及び本部役員は1回の回数に満たない者を優先して選出する。
- (8) 家庭や身体の事情等で委員就任を拒否するものは、拒否する具体的な内容を書面に記しそれらを証明する勤務先の就業契約書、病院からの診断書、介護等の証明書等を添付し学校に提出する。提出を受け会長は学校長と協議を行い辞退の可否を決定し本人に書面にて通知する。
- (9) 前項における協議は非公開とし決定事項についての異議は受け付けられないものとする。また、提出された書類は、会長、学校長及び会長の指定する者以外は閲覧することができない。
- (10) 第1項及び第2項における協議に使用した提出書類は規約にかかわらず協議終了後事業年度内は学校が保管し年度終了後、裁断し廃棄処分を行う。
転入による場合の卒業までの委員の引き受け回数は以下の通りとする。
- (11) 転入前の学校での委員・役員の経験数はこれを考慮しない。
- (12) 規約の定める役員及び会計監査委員を1年間経験したものは、2ポイントの権利を有し、ポイントは分割可能とする。
- (13) 校外安全委員会Ⅰ・ベル・エコ委員会の四役は1年間の活動で2ポイントを有する。
- (14) 本部役員に免除期間を設ける。ただし、次年度会長候補の者が会長に就任しなかった場合は免除の権利は発生しない。
- | | |
|---------|-------------|
| 会長・副会長 | 永久免除 |
| 会計・会計監査 | 10年（10歳差まで） |
| 書記 | 6年（6歳差まで） |
- 会計・会計監査、書記については、初任期から10年ないし6年の間に下の子が入学していれば役員免除となる。
- (15) 次にあげる役職を経験したもので次年度以降委員に選出される可能性のあるものは委員に選出された時点で委員長に選出されることを同児童に対して拒否する権利を有する。
1. 本部役員
 2. 学年委員長
 3. ベル・エコ委員長

4. 校外安全委員会Ⅰ委員長
5. 校外安全委員会Ⅱ委員長
6. 家庭教育学級特別各委員長（給食・親子）
- 第3条 本細則にかかわらず平成20年度制定の平成22年度PTA連合会幹事校対応のための福岡小学校PTA役員に関する内規に該当するものは委員の選出から除外される。
- 第4条 1) 同一学級内で会員全員が委員選出2回以上となった場合は、役員履歴を参考に学級で話し合いにて選出方法を検討し遅滞なく委員の選出を行う。
- 2) 委員を決める際の議長は各学級とも前年度の学級代表委員がこれにあたる。ただし、該当者がいない場合は、互選にて選出する。
- 第5条 1) 欠席した被選出者が辞退を申し出た場合は事前に届出がされていない場合はこれを拒否する。
- 2) 本人がクラス保護者の中から代理人を探し、了解を得て本部に申し出る。
- 3) 第2項の活動を行わない場合は当該学級に対し保護者会の開催を要求し、遅滞なく選出を行うように要望を行う。
- 第6条 選出された委員はその職責を全うする義務を負う。
- 第7条 1) 選出された委員がその職務に対し義務を履行しない場合は本部会にて協議する。
- 2) 正当な理由なく職務の履行が出来ないと判断した場合は、本人が本部会において協議し、他の者の選出を行う。なお、所得したポイントは選出者に移行する。
- 3) 前項により資格を喪失した委員を選出した学級は本部から指示された本部会においてその残任期において他の者の選出を行う。
- 4) 1項により正当な理由なく職務不履行が確認された場合は当該委員に対し勧告を行う。勧告後も職務の不履行があった場合は1項に準ずる。
- 第8条 選出された委員は所属する委員会の全体会議において公平に委員会役員に選出される被選出者となる。
- 第9条 本細則に定めのない事項が生じた場合本部会で決する。
- 第10条 活動の継続に必要な人数
- 1) 各委員会及び特別委員会は、円滑な活動運営のため、所定の人数を確保するものとする。
 - 2) 必要な人数を確保できない場合、委員会活動の内容を縮小または変更することがある。
 - 3) さらに人数不足が深刻な場合は、やむを得ず当該年度の活動を休止する可能性がある。
- 第11条 人数不足時の対応
- 1) 委員長およびPTA役員会は、人数不足が生じた場合、速やかに状況を保護者に周知し、協力を呼びかけるものとする。
 - 2) 必要に応じて臨時総会を開催し、具体的な対応を協議する。
- 附 則
- (細則第7条～15条) この細則は平成30年1月26日から施行する。
- (細則第9、10条) この細則は令和7年2月10日から施行する。

ふじみ野市立福岡小学校PTA協力員に関する細則

総則

第1条 本規約第11章第28条に基づき、ふじみ野市立福岡小学校PTA（以下「PTA」と呼称する）協力員（以下「PTA協力員」と呼称する）に関する細則を次のように定める。

PTA協力員

第2条 PTA協力員は本会の目的に賛同した企業又は個人で本部会の承認を得て登録する。

PTA協力員の登録

第3条 PTA協力員として登録を希望するもの（以下「登録希望者」と呼称する）は所定の申込書を提出する。

- 1) 申込書提出に際し児童の安全を確保するため登録希望者の身分を保証する推薦者を必要とする。
- 2) 推薦者は、福岡小学校区内の自治会長、ふじみ野市委嘱民生委員、福岡小学校学校運営協議会委員、当該年度PTA役員、本校学校長、教頭、主幹教諭のいずれかとする。
- 3) 申込書の提出を受けた会長は学校長又は教頭同席の本部会にて資格審査会を行う。
- 4) 資格審査会は非公開とする。
- 5) 資格審査会での結果は登録希望者に書面にて郵送する。
- 6) 資格審査会において登録が許可されたものは運営委員会に報告する。
- 7) 資格審査会において登録が許可されなかったものは運営委員会に報告しない。

PTA協力員の任期

第4条 PTA協力員の登録期間は本会の会計年度と同じとする。ただし、本部会の決定によりPTA協力員の承諾がなくても自動的に次年度へ継続することができる。

- 2) PTA協力員より退会の申し出があった場合は前項によらない。
- 3) PTA協力員の病気や家庭等の事情及び死亡により本会の目的を遂行できなくなった場合は任期途中でも本人及び家族からの書面による届出及び本部会の決定において登録を抹消する。

PTA協力員の会費

第5条 PTA協力員は会費を無料とする。

PTA協力員の活動

第6条 PTA協力員は下記の事項について活動を行う。

- 1) PTA及び学校より依頼のあった学校環境美化活動
- 2) PTA及び学校より依頼のあった防犯、交通安全活動
- 3) PTA及び学校より依頼のあった挨拶運動
- 4) PTA及び学校より依頼のあった行事への参加
- 5) その他、PTA及び学校が必要と認めて依頼する活動
- 6) 活動方針、活動計画等は学校長及び役員の意見を参考に本部会にて決定する。

PTA協力員の権利・義務

第7条 PTA協力員は学校への自由な出入り、許可しない学校行事への参加、授業の参観、学校運営への提案、PTA活動等の学校及びPTAへの直接的な関与、発言及

び議決権等を一切有しない。PTAからの要請時にのみ入校、会議への参加、会議の傍聴及び会議での発言を許可する。

第8条 PTA協力員は第6条の活動に対し案内や通知があった場合自己の都合において参加、不参加を決めることができる。ただし、参加、不参加の意思の確認を所定の方法にて返信する義務を負う。

PTA協力員の役員

第9条 PTA協力員に次の役員を置く。

代表 1名
副代表 2名
部会長 若干名

- 1) 役員の任期は本会の会計年度と同じとする。ただし、再任は妨げないが同じ役員に3年以上就くことはできない。
- 2) 役員の選出はPTA本部会にて決定し運営委員会に報告する。
- 3) 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

PTA協力員の役員の職務

第10条 PTA協力員の役員は以下の職務を行う。

- 1) 代表はPTA協力員を代表しPTA協力員の活動を総括する。
- 2) 副代表は代表を補佐し代表に事故あるときはあらかじめ定めた順番により代表代行を行う。

PTA協力員除名及び役員の解任

第11条 PTA協力員が次の各号の一つに該当するときは学校長もしくは教頭の同席する本部会で審議し除名することができる。運営委員会に報告を行う。

- 1) 本校児童、本校及びPTAの名誉を傷つけ又はPTAの目的に反する行為をしたとき。
- 2) 本校児童、本校及びPTAの秩序を乱す行為をしたとき。
- 3) 学校長、ふじみ野市、ふじみ野市教育委員会等が不適切であると判断した者。

第12条 PTA協力員の除名を判断する本部会は非公開とし会議の内容は公表しない。

第13条 PTA協力員、役員としてふさわしくない行為があったときは本部会においてこれを解任することができる。運営委員会に報告を行う。

PTA協力員の会議

第14条 PTA協力員は次の会議を開催する。

①PTA協力員全体会議 ②PTA協力員部会

- 1) 各会議の招集はPTA会長が必要に応じて召集する。
- 2) 各会議の議長はPTA会長が指名したものもしくはPTA協力員代表があたる。
- 3) 全体会議は活動の把握、全体の運営、PTA協力員同士の交流のために行う。
- 4) 部会は第6条に定める活動ごとの運営に関する会議を行う。

PTA協力員への保障

第15条 PTA及び学校からの要請に応じたPTA協力員の活動中及び行き帰りのけが、事故及び死亡した場合の保障は一切行わない。ただし、埼玉県PTA安全互助会を通じてPTAが契約している保険会社が被害者に対し保険金の支払いを決定した場

- 合はその金額を上限に保障する。
- 1) P T A 及び学校からの要請に応じた車両及び持ち込み品の活動中及び行き帰りの事故及び紛失等の保障は一切行わない。ただし、埼玉県 P T A 安全互助会を通じて P T A が契約している保険会社が被害者に対し保険金の支払いを決定した場合はその金額を上限に保障する。
- 第 16 条 **P T A 協力員への報酬**
P T A 協力員の活動は無報酬とする。ただし、活動に必要な物品の購入、諸経費に関しては事前に会長が許可した場合に限り P T A 本会計より支出する。
- 第 17 条 **P T A 協力員活動への支出**
P T A 協力員活動の運営費、通信費は P T A 本会計より支出する。
- 第 18 条 **附則**
本細則に記載のない場合の取り決めは運営委員会にて決する。ただし、急を要すると会長が判断した場合は本部会で決定し運営委員会へ報告する。

P T A 連合会幹事校(会長校)対応のための 福岡小学校 P T A 役員に関する内規

平成 20 年 11 月 運営委員会承認

- 平成 2 1 年度、2 2 年度及び 2 3 年度のふじみ野市 P T A 連合会幹事校対応の為に下記通り内規を定める。
- 1、平成 2 2 年度ふじみ野市 P T A 連合会幹事校(P T A 連合会会長校)への対応として平成 2 1 年度・2 2 年度の福岡小学校 P T A は役員数を増やし対応する。
- 2、平成 2 2 年度の幹事校事務を円滑に行うため役員の任期を下記の通りに定める。
① 平成 2 1 年度役員の約半数を任期 2 年とする。
② 平成 2 2 年度役員の約半数を任期 2 年とする。
- 3、平成 2 1 年度、2 2 年度及び 2 3 年度の 3 年間(以下、3 年間という)において 2 年連続で福岡小学校 P T A 役員として活動した者は、最終任期年度終了より 10 年間(最終 2020 年度終了まで)において全ての P T A 本部役員及び P T A 委員の選出、推薦、就任から除外される権利を得る。保護者たる権利を有する子全てにおいて上記期間内であれば権利を行使することが出来る。但し、学校の依頼による P T A 活動以外の活動、行事への手伝い及び本人希望による P T A 役員への就任、再任には適用されない。
- 4、上記の 3、の権利を有する者は、10 年の期間においてその氏名を P T A 会議室に掲示し記録の保管を行う。
- 5、3 年間の役員数について下記の通り予定する。

①平成 2 1 年度	会 長	1 名(2 年任期)
	副会長	4 名(内 2 名は 2 年任期)
	P 連担当理事	1 名(2 年任期)
	書 記	2 名(2 年任期)

	会 計 監 査	2 名(2 年任期・2 年目は監査) 2 名(1 年任期)
②平成 2 2 年度 (2010 年度)	会 長 副会長 P 連担当理事 P 連担当書記 書 記 会 計 監 査	1 名(前年より継続) 4 名(内 2 名は前年より継続、他の 2 名は 2 年任期) 2 名(内 1 名は前年より継続、他の 1 名は 2 年任期) 2 名(2 年任期) 2 名(前年より継続) 2 名(2 年任期・2 年目は監査) 2 名(前年度会計)
③平成 2 3 年度	会 長 副会長 P 連担当理事 書 記 会 計 監 査	1 名(1 年任期) 3 名(内 2 名は前年より継続、他の 1 名は 1 年任期) 1 名(前年より継続) ※平成 24 年度以降は廃止 2 名(前年度 P 連担当書記) 2 名(2 年任期・2 年目は監査) 2 名(前年度会計)

- 6、本内規を破棄または改定する場合、当該年度の会長は、3 年間の役員であった者の労力を良く検討し 3、の権利を有する会員または 10 年の期間内に就学予定がある会員の全ての意見を必ず聞き審議するものとする。
- 7、本内規は、福岡小学校 P T A 内においてのみ有効であり市内他校又は他地区への転校等により福岡小学校 P T A 会員でなくなった場合は全ての権利は失効するものとする。但し、転校を繰り返し 10 年間の期間が満了する前に本校へ児童本人又は兄弟等が就学した場合は 3、の権利は有効とする。その場合の権利期間は、3、に順ずる。
- 8、本内規は、P T A 連合会幹事校に対応するための特別な規程でありその職務に対する権利であり、通年の役職や合算した役員経験年数に対しては一切の権利を与えない。